

# 障がいのある方の 歯科健診

## 対象



- ・吹田市在住で学校、障がい者施設・作業所などで歯科健診を受けられなかった満15歳以上で、身体障がい者手帳1～4級の人または療育手帳、判定書、精神障がい者保健福祉手帳を持っている人（作業所等の施設に通所されている方については作業所または）  
(吹田市役所障がい福祉室にお問い合わせください。)

## 受診方法



- ・年間を通して行いますので、ご都合の良い日を歯科医院に電話等で予約してください。  
(年1回受診することができます。)
- ・身体障がい者手帳または療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちください。

## 健診内容



- ・歯と歯ぐきの健康診査を行います。
- ・歯面清掃等を行います。
- ・健診料は無料です。

## お問い合わせ



- ・ご不明なございましたら保健センターまでご連絡ください。
- ・吹田市立保健センター：電話 6339－1212  
FAX 6339－7075

## 吹田市・(一社)吹田市歯科医師会

平成26年(2014年)9月に『吹田市歯と口腔の健康づくり推進条例』が制定されました。詳しくは下記のホームページをご覧ください。

歯科健康診査協力歯科医院一覧表は

吹田市 保健センター で

お口の健康に関する情報は

吹 齒 公 園 で